

と、ここでちょっとひっかかっておられるようでございました。

補助税理士であっても、例えば契約の窓口としてやつていただけるんじゃないですかという言い方をさせていただきましたし、給与所得でもらっておられるわけですが、事業基盤もあるんじゃないですかと。最初おっしゃっていたのは、3年連続赤字の話じゃないんですかというお話をさせていただいたところでございますが、経産局によってそれぞれ対応がまちまちだったそうでございます。頭から補助税理士の認定は認めていなかった所もあるようでございます。それを統一、画一化するために、しばらく待ってほしいという言い方をされました。本日、現在もまだ止まっているようでございます。

6月頭に向こうの人事があったようでございまして、今、引き継ぎをしていただいているようでございますが、もし全国統一して認定を受けるという話になれば、待っていただいている先生には、こちらのほうから再度出していただくよう依頼をすると。どのような形式になるのか、ちょっと聞いておりませんが、再度依頼するように手続をするということを聞いてございます。

それから、先生おっしゃいましたように、既に受けている方と受けたおられない方がいるじゃないかという話なんですが、こちらのほうは我々サイドの話ではなくて、申し訳ないですが、経産局サイドの話でして、何に気づかれたのかわからないんですが、気づかれて、その時点でちょっと待ってほしいという話になっているようでございます。

実を申しますと、そのことを聞きまして、すぐ日税連のほうにもお話をさせていただきました。日税連の浅田専務がいらっしゃいますが、これを経産局へすぐ申し入れてもらいませんかという話をしたんですが、まだ気づいていないところがあるかもしれませんので、ちょっとこの話は待っておこうと。中企庁、経産局から日税連のほうに話があるまで待っておきませんかという話で、今動いているところでございますが、全国統一的な取り扱いになろうかと思つております。なった瞬間に、恐らく補助税理士に再度依頼が行くのかなと考えておりますが、事業基盤、それから契約というところでちょっと困つておられるのかなというふうに思つております。どうぞよろしくお願ひいたします。

林（中京） 認定基準については、こちら側で決め

ることでないので、今の答弁で納得させていただきます。

最後に1点だけ要望したいんですけども、補助税理士につきまして、平成24年のデータによると、近畿会を見ましても、全国を見ましても約1割程度の人数がおります。そして、その多くは30代であるとか40代であるとか、これから税理士界を支えていく年代だと思っております。

平成26年度の税理士法改正要望項目の2番目に、補助税理士のあり方として、税理士業務の受任や呼称の変更が挙がっておりますが、今回私たちが経験したような事態というのは、税理士法改正まで待つ問題ではなく、即座に対応していただきまして、その結果を対象となる会員のほうに周知していただく必要があるかと思いますので、税理士界の未来を担う若い税理士のために、このような問題への対応と改正の実現を願っております。

以上、要望となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

金田紘典（葛城） 税理士法に関して質問いたします。

今年に入り、大阪のホストクラブに脱税指南をして、税理士が逮捕された事件が新聞、テレビ、インターネット等で大きく報じられました。税理士が脱税指南ということは、もちろんあるまじき問題ですが、その税理士は、国税局を懲戒免職の後に税理士登録をしているということです。今回のマスコミでの報道では、懲戒を受けても、その後税理士登録できることにもスポットを当てています。

そこで、質問です。税理士法4条8項では、懲戒免職から3年を経過すれば、欠格条項には該当しません。近畿税理士会の税理士の倫理綱領には「税理士は、秩序を重んじ信用を保持し常に品位を高め、社会的地位の向上に努める」とありますように、3年経過したことをもっても、その信用、品位には問題があると考えます。

税理士法改正の12項目には、実現可能性の観点から、3条1項3号、4号がメインで、3条のこれ以外の条項及び4条には触れていませんが、今回の事件を受けて、4条関連の見直しも必要と思われます。現在、喫緊の実現可能性のところというものはもちろん理解しておりますが、将来的な展望としてどのようにお考えか、お聞かせ願います。

神吉登録調査委員長 この4年間で、初めて質問

をいただき、どうもありがとうございます。

今ご指摘の、この間から新聞報道がありました者につきまして、その当時も詳しく調査しております。登録調査委員会では、その者に限らず、例えばO Bで懲戒処分を受けた方に対しては、再登録と同じぐらい厳しくしております。といいますのも、懲戒処分の内容はもちろん、それ以後の生活状況及びその仕事、何をされたかということも面接で聞いております。そして、申請書類についてもその内容を確認し、審査に必要な書類の提出を求めております。なおかつ、まだ疑念があれば、直接そのところへ実地調査等を行っております。そこまでの経過を踏まえまして、この方が、先ほど税理士法第1条の唱和がありましたように、税理士の使命にのっとって、ちゃんと税理士業務を行えるか、もしくは税理士として適格性があるかというのを判断して、厳正、公正な判定に努めているということをご理解お願いいいたします。

そこで、第4条の欠格条項ですけれども、我々としましても、一度欠格事由に該当すれば、ずっと税理士登録できないというのは申せません。再登録申請があったときは受け付けます。しかしながら、今言いましたように、そういう者に対しては、より精査をしております。申請者個人の人権を尊重しつつというの、もちろんございます。

悲しいかな、今回こういう結果が出ましたことは、我々としても、より一層精査しなければならないなと思っております。ただ、多くの例えば懲戒処分を受けた方におかれましては、そういうことはございません。税理士の使命にのっとって、税理士業務を適正にやられているということを申し添えておきます。

以上でございます。

金田（葛城） 先ほどの登録のところで、24条7項の登録拒否事由にも該当すると考えられるんですけれども、6項、7項というのは、客観的にわかりづらいというところで、判断が分かれるところであるということも承知しております。

ただ、今回の件というのが、業界全体の信用問題に大変大きくかかわる問題だと思っています。資格の登録での入り口の対応というのを、こういう問題のときには更に厳しく考えていただきたいなと思います。これは要望で結構です。

石原制度部長 補足で出てまいりました。先ほど

の欠格事由と、24条の6項、7項のところの判断は客観的にということで、ご質問者から要望をいただいたところではございますが、登録に関する決定につきましては、ご承知のように、22条の第1項におきまして、資格審査会の議決に基づいて行われることになっております。

では、資格審査会というものはどこにあって、何をやっているかというのは、税理士法第49条の16に詳細に規定されておりまして、簡単にご案内だけさせていただきますが、まず資格審査会が日税連に置かれているということでございます。日税連からの請求によって、登録の拒否事由であるとか、取り消し等々の検討を行うということになっているんですが、その中でも、登録申請者について登録拒否を行おうとするときには、資格審査会内で審議を行つてということになっております。

質問い合わせましたところによりますと、欠格事由に該当したから、3年以上前に懲戒処分を受けたからということで、即登録拒否するということは、現実的にはなかなか難しいのではないかというふうに思います。といいますのは、3年間非常に反省していただいて、4年目に、しっかりと税理士制度を理解していただいた上で、改めて税理士業務をしようという真っ当な方がいらっしゃいましたら、そこを拒否する事由はないというものでございます。そういうことも踏まえて、審査会のほうで審議を行つていって、登録するのか、拒否するのかを判断していくという仕組みを税理士制度、税理士法の中に既に置いてあるということでございます。

ですから、今のご要望につきましては、制度の改正、税理士法改正というよりも、その運用につきまして、どういうふうにやっていくのかということが一つの課題になるのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

下津正也（粉河） 執行部の皆様方におかれましては、会務運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

税理士法第41条の2、使用人等に対する監督についてのご質問です。この法律を私なりに読みますと、1人の税理士がかなり多数の使用人を監督することができるようになります。以前に、近畿税理士会のホームページの制度部の資料の中に、使用人たる補助者の制限を検討された時期があるような資料がご